

EDMCエネルギートレンド トピック ◆ 気になるデータ

全面自由化された電力小売価格を計る統計は？

消費者物価指数、小売物価統計は不適格。現状では電力取引報が最右翼候補

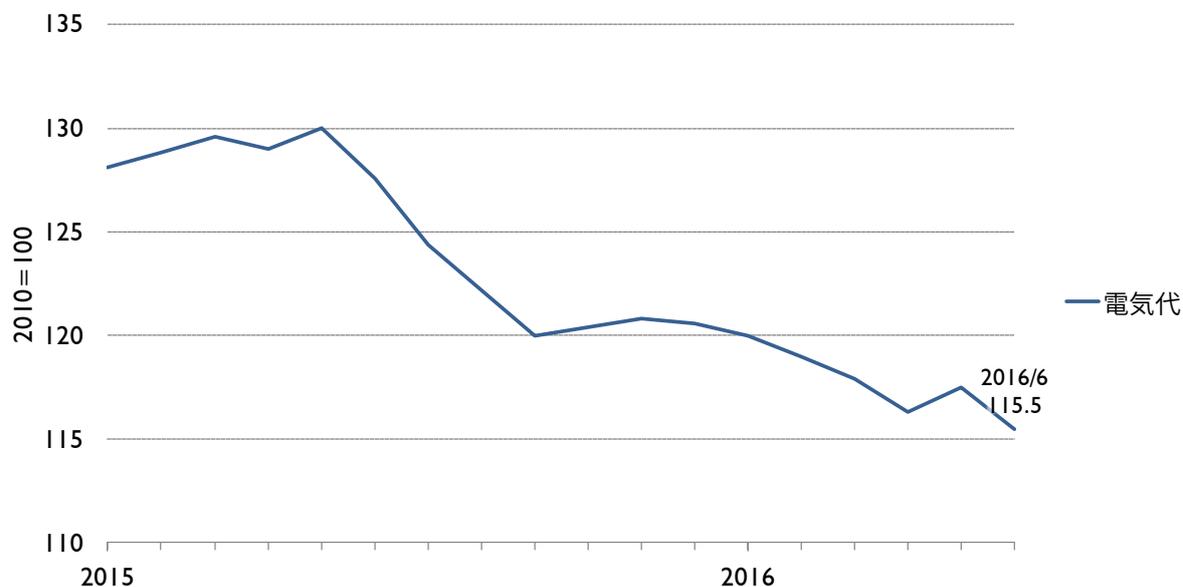
日本エネルギー経済研究所 計量分析ユニット 需給分析・予測グループ 研究主幹 | 柳澤 明

電力小売りが2016年4月に全面自由化された。電力会社の切り替え申し込みは6月30日時点で126万件¹、電力会社はそのままに規制料金から自由料金への契約変更申し込みは5月31日時点で171万件²に達している。適切な競争を通じた電力料金の低減が期待されている。ところが、各社の料金表や「A社からB社に切り替えるとX円安くなる」といった個別情報は入手可能であるものの、日本全体として家庭用の電力料金が実際どのように推移しているかを知ることは存外難しい状況にある。

消費者物価指数

家庭用電力料金の全体的な動向を知る統計の1つとして思い浮かぶのが、総務省統計局の消費者物価指数ではなかろうか。消費者物価指数は価格水準そのものを示す統計ではないが、指数の変化を通じて品目別の価格動向や物価全般の動きを知ることができる(図1)。

図1 | 消費者物価指数における電気代



出所: 総務省統計局「消費者物価指数」

消費者物価指数における電気代は、典型的な利用事例(モデルケース)に基づいて計算されている。その消費者物価指数は、2016年8月公表分から2015年基準へと改定される³。今次の改定に際しては

¹ 電力広域的運営推進機関「スイッチング支援システムの利用状況について」

https://www.occto.or.jp/oshirase/hoka/2016-0708-swsys_riyou.html

² 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会(第7回、2016年7月1日)、資料3-1「小売全面自由化に関する進捗状況」 http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/kihonseisaku/pdf/007_03_01.pdf

³ 概要は2015年7月に発表された(<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/cpi/151127.htm>)。その際は売り上げが急増している

モデルケースの見直しなども方針として示されていたことから、自由化による電気代への影響も観測できるような方式になるのではないかと筆者は期待していた。しかしながら、2016年7月に公表された解説⁴は、そんな思いをかき消した。消費者物価指数における電気代計算方法の変更内容を表1に示す。

表1 | 消費者物価指数における電気代計算方法の変更

2010年基準(2012年8月以降適用)	2015年基準
①調査市町村別に 該当する電力会社 を1社選定する	①調査市町村別に 電気を供給している代表的な電力会社 を1社選定する
②選定した電力会社(10社)が採用している料金体系(従量電灯)を用いて算定する 北海道、東北、東京、北陸、中部、九州電力 →アンペア制 関西、中国、四国、沖縄電力 →最低料金制	②同左
③1か月あたりの使用電力量について5パターン設定する 180 kWh (20 A)、270 kWh (30 A)、350 kWh (40 A)、450 kWh (50 A)、700 kWh (60 A) (カッコ内は、アンペア制における契約アンペア数)	③1か月あたりの使用電力量について5パターン設定する 160 kWh (20 A)、250 kWh (30 A)、330 kWh (40 A)、440 kWh (50 A)、720 kWh (60 A) (カッコ内は、アンペア制における契約アンペア数)
④調査市町村別使用電力量パターン別の価格を算出する [アンペア制の場合] 基本料金 + (1 kWhあたりの料金 + 燃料費調整単価) × 1か月の使用量 + 太陽光発電促進付加金単価 × 1か月の使用量 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 1か月の使用量	④調査市町村別使用電力量パターン別の価格を算出する [アンペア制の場合] 基本料金 + (1 kWhあたりの料金 + 燃料費調整単価) × 1か月の使用量 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 1か月の使用量 - 口座振替割引
[最低料金制の場合] 最低料金 + (1 kWhあたりの超過料金単価 × (1か月の使用量 - 最低料金量)) + 燃料費調整最低料金 + (燃料費調整単価 × (1か月の使用量 - 最低料金量)) + 太陽光発電促進付加金最低料金 + (太陽光発電促進付加金単価 × (1か月の使用量 - 最低料金量)) + 再生可能エネルギー発電促進賦課金最低料金 + (再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × (1か月の使用量 - 最低料金量))	[最低料金制の場合] 最低料金 + (1 kWhあたりの超過料金単価 × (1か月の使用量 - 最低料金量)) + 燃料費調整最低料金 + (燃料費調整単価 × (1か月の使用量 - 最低料金量)) + 再生可能エネルギー発電促進賦課金最低料金 + (再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × (1か月の使用量 - 最低料金量)) - 口座振替割引
⑤使用電力量パターン別の世帯割合を用いて加重平均し、調査市町村別の平均価格を算出する	⑤同左

注: 太陽光発電促進付加金は2014年9月分をもって適用終了、再生可能エネルギー発電促進賦課金に移行

出所: 総務省統計局「消費者物価指数の解説」より作成

コンビニエンスストアのセルフ式コーヒー、高齢化を背景に補聴器などが対象として採用される一方で、少子化の影響などからお子様ランチや筆入れなどが対象外となることがニュースなどでも取り上げられた。

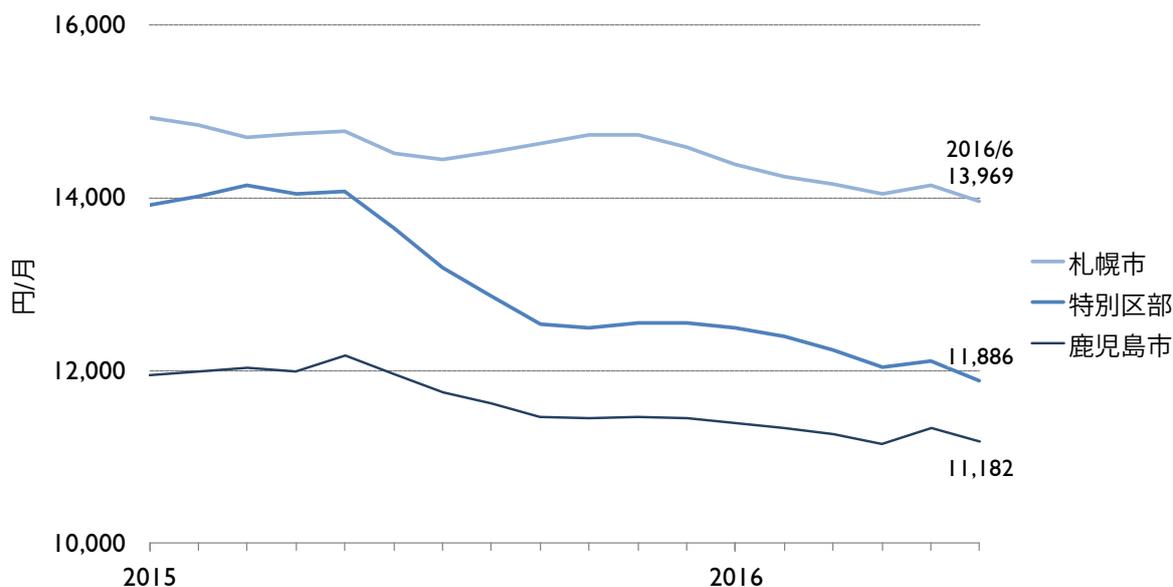
⁴ 「2015年基準 消費者物価指数の解説」 <http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.htm>

今回の改定で施された変更は、電気の使用実態の変化に合わせたモデルケースの微調整—使用電力量の変更、口座振替割引の追加など—にとどまった。すなわち、①の電力会社の選定において旧一般電気事業者10社以外の新規参入事業者(新電力)を加えたり、②、④の料金算定において自由料金体系も考慮したりといったことで、自由化の影響を反映できるような仕組みは盛り込まれなかった。新たな基準年である2015年時点では電力小売りは全面自由化されていなかったことが理由なのか、新基準においても電気代はこれまでと同様に旧一般電気事業者と従来の規制料金で契約しているモデルケースに則して計られる⁵。すなわち、消費者物価指数では自由化の影響は捕捉できない。

小売物価統計調査

総務省統計局の小売物価統計調査は、主要都市別の小売価格をまとめた統計である—ただし、全国平均価格は算出されていない(図2)。小売物価統計調査における電気代もモデルケースに基づくものである⁶。2016年7月時点のモデルケースは、従量電灯、使用電力量441 kWhでアンペア制(契約電流50 A)もしくは最低料金制である⁷。小売物価統計調査では品目や銘柄が消費者物価指数より頻繁に改められるが、今次の自由化前後で電気代の品目/銘柄を変更した旨の公表はない。電気代に関しては、「企業指定あり」、「全国又は地方的に価格・料金が均一の品目」とされており、消費者物価指数と同様に旧一般電気事業者の規制料金を指しているものと理解される。すなわち、小売物価統計調査でも自由化の影響は捕捉できない。

図2 | 小売物価統計調査における電気代



出所: 総務省統計局「小売物価統計調査」

⁵ 「2015年基準 消費者物価指数の解説」によると、「モデル式により指数を作成している品目においては、新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を指数により的確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行う」とされているので、今後状況が変化する可能性もある。

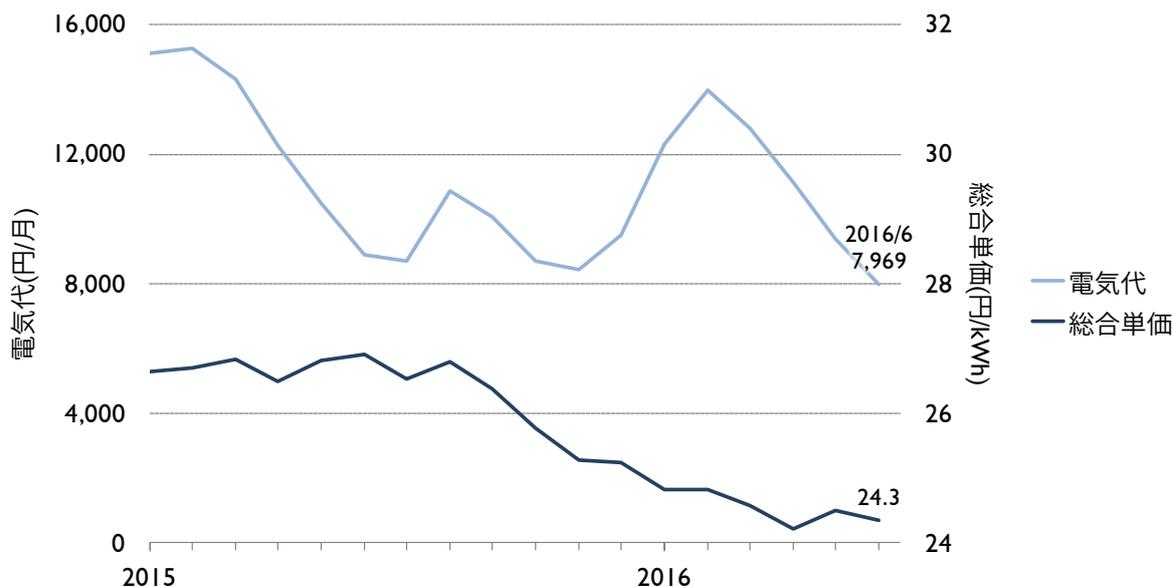
⁶ 2014年12月までは基本料金(最低料金)、第1段～第3段料金、燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価などの電気代を構成する細項目の価格が公表されていた。

⁷ 毎月の調査品目及び基本銘柄、2016年7月 <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/zuhyou/201607.xls>

家計調査

総務省統計局の家計調査は、世帯の支出などを対象とする統計である。家計調査における電気代は、モデルケースに基づく消費者物価指数や小売物価統計調査と異なり、実際に支払った額である。つまり、その電気代は電力料金の変化だけでなく使用電力量に応じて増減するため、注意が必要である。家計調査では、2人以上の世帯については、品目によっては支払金額だけではなく購入数量も調査している。電気代についても対応する使用電力量を知ることができる。電気代を使用電力量で除せば、1 kWhあたりの単価を得ることができる⁸(図3)。

図3 | 家計調査における電気代、総合単価



注: 2人以上の世帯。総合単価は支出金額と購入数量から算出
出所: 総務省統計局「家計調査」

家計調査における電気代の定義は「原則として、電気事業法にいう一般電気事業者が供給する電力の購入金額」とされている⁹が、総務省統計局によると電力購入先を新電力などに切り替えた世帯も排除せず集計対象としているとのことである。すなわち、旧一般電気事業者からの購入を継続しつつも料金プランを変更した場合を含め、自由化の影響が電気代に反映されることになる。ただし、調査回答世帯の電力会社切り替え・料金プラン変更率が、日本全体と比べて大きく偏っていないか否かを判断するための情報は得られないことに注意する必要がある。

電力取引報

電力・ガス取引監視等委員会は、販売電力量・契約口数や電力小売料金情報を2016年4月以降「電力取引報」として収集している¹⁰。7月28日には最初の電力取引報結果(4月分、速報)が公開された¹¹。そこには旧一般電気事業者、新電力別の販売電力量や販売額などが記載されており、それらから電灯¹²の単価を計算することができる(図4)。まだ1か月分の速報データしかなく、また過渡期のためデー

⁸ こうして得た単価は、基本料金など固定的な部分を含む総合単価である。使用電力量が少ないと、単価は高めとなる。

⁹ 家計調査 収支項目分類及びその内容例示(平成27年1月改定) <http://www.stat.go.jp/data/kakei/kou27/reiji27.htm>

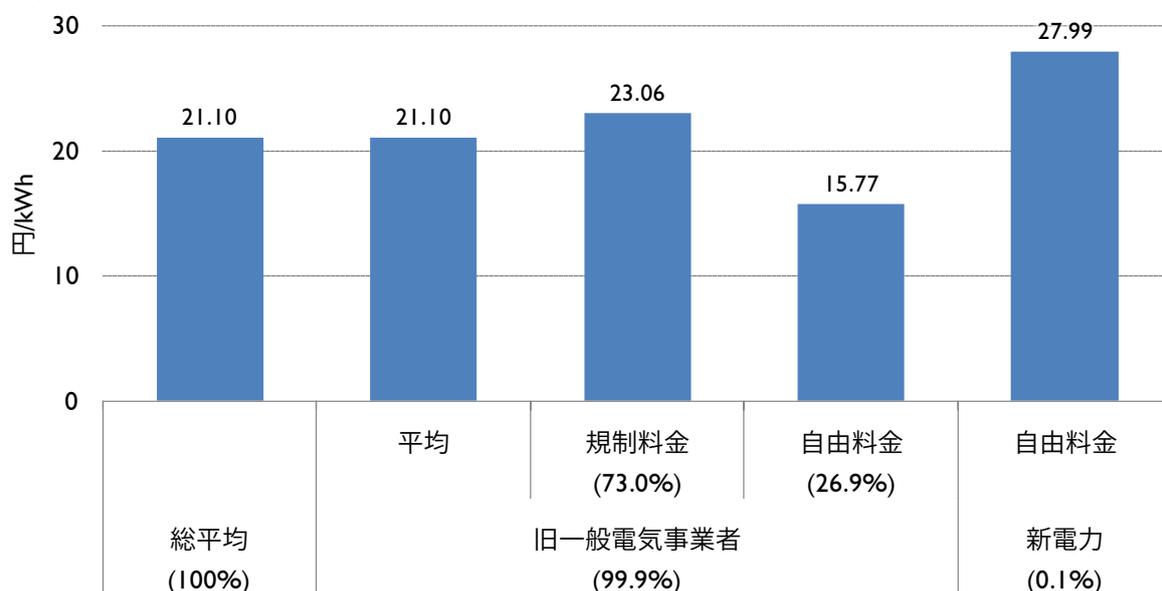
¹⁰ 報告様式は<http://www.emsc.meti.go.jp/info/business/report/>

¹¹ <http://www.emsc.meti.go.jp/info/public/news/20160728001.html>

¹² 家庭用以外を含む

々にゆがみもあるようである¹³が、こうした情報が正確に蓄積されてゆけば、日本全体の家庭用電力料金の代理変数となることが期待される。

図4 | 電力取引報による電灯総合単価(2016年4月)



注: 販売電力量と販売額から算出。自由料金には2016年3月末時点における旧選択約款に基づく電力供給実績を含む。カッコ内は販売電力量シェア

出所: 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報(速報)」

望まれる適切なデータ

「A社からB社に購入先を切り替えるとX円安くなる」とか「規制料金からプランCに変更するとY%安くなる」といった個別・断片的な情報は存在する。しかし、だれでも使える公的統計・資料から電力料金のマクロな動向を把握しようとする、最右翼は安定したデータの蓄積が進めば電力取引報、そうでなければカバー率が劣る家計調査ということになる(表2)。

表2 | 各種統計等からの家庭用の電力料金指標

統計・情報源	指標	自由化影響観測	対象	算定基準
消費者物価指数	電気代	不可能	旧一般電気事業者の規制料金	モデルケース
小売物価統計調査	電気代	不可能	旧一般電気事業者の規制料金	モデルケース
家計調査	総合単価	可能	購入先、料金種別を問わない	実支払額
電力取引報	総合単価	可能	全小売電気事業者の全料金種別	実販売額

注: 電力取引報の総合単価は家庭用以外の電灯契約分を含む

¹³ 電力取引報では、集計において事業者に過度の負担を強いることを避けるため、販売電力量と販売額についてN-1月検針日からN月検針日前日までの実績をN月分として計上することを認めており、大宗の企業は検針日までの実績を報告しているため、実際のN月需要に対する実績とは一致しない(具体的には、平成28年4月から自由化された低圧部門については、基本的には3月から4月検針日前日までの実績を計上している。特に、契約切替えは検針日ベースで行われる場合も多い。このため、本報による4月分販売電力量・販売額と実際に4月に使用された販売電力量・販売額とは異なること、4月中の新電力への契約切替えの影響の多くは次月に表れることに注意が必要。) — 電力・ガス取引監視等委員会「平成28年4月分電力取引報結果(速報)」より抜粋

電力システム改革の目的の一つは、「企業間での競争を促進させ、電気の生産や販売を行う企業の創意工夫や経営努力を生み出すことで、電気料金の最大限抑制を図ること」とされている。この大掛かりな政策の評価をするためにも、電力料金が全体としてどの程度抑制されているかについての正確・客観的な計測は極めて重要であり、適切なデータが適切なタイミングで入手可能であることが求められる。これは2017年4月に予定されている都市ガスの小売全面自由化においても当てはまることである。

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp